

9月21日~30日

秋の

全国交通安全運動



やさしさが走るこの街 この道路



区では、区内警察署・交通安全協会・町会・自治会等と協力して、交通安全運動に取り組んでいます。交通ルールを守り、正しいマナーを身に付け、家庭や地域ぐるみで交通事故をなくしましょう。

【問合せ】生活安全課 ☎内線489

運動の重点

- 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 二輪車の交通事故防止

歩行者も交通ルールを守りましょう

- ▶横断歩道以外で道路を横断することにより事故が起きます。遠回りでも横断歩道を渡りましょう
- ▶青信号が点滅し始めたら、次の青信号まで待ちましょう

外出時は目立つ服装にしましょう

夜間は運転手からよく見えるよう、明るい色の服装をし、反射材等を着用しましょう。

「自転車安全利用五則」を守りましょう

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る ▶飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
▶夜間はライトを点灯
▶交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

防ごう！自転車事故

自転車等の「ながら運転」は危険です。スマートフォン等を操作しながら自転車等を運転することは、絶対にやめましょう。

【違反行為一例】

- ▶スマートフォン・携帯電話・イヤホン等を使用しながらの運転
- ▶傘差し運転

【罰則】5万円以下の罰金（道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条）

運動期間中の主なイベント

尾久警察署 尾久交通安全フェスティバル

日時 9月18日(祝)午後1時~3時 会場 あらかわ遊園運動場
内容 警視庁騎馬隊による交通事故防止キャンペーン等
問合せ 尾久警察署 ☎(3810)0110

荒川警察署 自転車実技教室(交通安全輪投げ大会)

日時 9月23日(祝)午前9時~11時 会場 荒川自然公園交通園
内容 自転車の運転マナー講習会、輪投げ大会等
問合せ 荒川警察署 ☎(3801)0110

南千住警察署 南千住交通安全オータムフェア

日時 9月24日(日)午前10時~11時 会場 都立汐入公園
内容 スタントマンによる交通事故の再現等
問合せ 南千住警察署 ☎(3805)0110

歩きやすい きれいなまちに

道路に物を置いてはいけません

道路上に商品を並べることや、看板・のぼり旗等を置くことは、車・歩行者等の安全な通行を妨げるため、罰則をもって禁止されています。

※道路を不法占用した者は1年以下の懲役または50万円以下の罰金

道路上の袖看板や日よけ等は「道路占用許可申請」を

道路上に袖看板や日よけ等が出る場合や、工事等で足場や仮囲い等を設置する場合は、道路管理者（区役所等）に許可申請をしてください。

表示面積2.0㎡以下の

自家用広告物等は道路占用料が免除されます

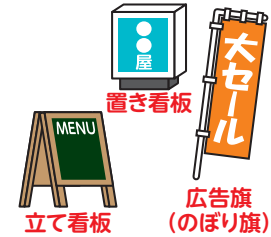
道路占用料が免除になる物件でも、道路占用許可申請が必要です。

許可を受けている場合でも、定期的に点検や補修を行う等、安全な維持管理に努めてください。

道路占用許可ができる例



道路占用許可ができない例



違反広告物をなくしましょう

区では、電柱や街路樹等に貼られた貼り紙・看板等のうち、条例・規則に反した違反広告物を撤去しています（平成28年度は約1万6700件）。

違反広告物排除と環境美化の向上を図るため、区民の皆さんによる「違反広告物除却協力員制度」を設け、取り組みを強化しています。

違反広告物を見かけたら、区へご連絡ください。

違反広告物除却協力員として活動しませんか

区では、街中で違法に貼られた貼り紙や貼り札、立看板等の違反広告物をなくし、きれいな街づくりのために活動していただける協力員（ボランティア）を募集しています。

委嘱・活動開始 10月(予定)
対象 区内在住の20歳以上の方、20人程度(申込順)
活動内容 違反広告物(貼り紙)の撤去

屋外広告物の表示は許可申請を

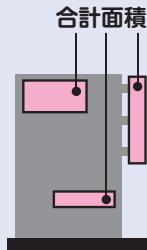
屋外広告物は、建物の屋上や外壁に設置されている会社名等の商業広告だけでなく、文字が表示されていない絵や商標、シンボルマーク等も含まれます。

区内で屋外広告物の表示等をする場合は、区に許可申請をしてください。

合計面積が一定以下の自家用広告物は、許可申請は必要ありません

- ▶自家用広告物 自己の店舗やテナント等に、その店名や名称等を表示した広告物
- ▶用途地域ごとの合計面積の上限

用途地域	合計面積
第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域等	5㎡以下
第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域等	10㎡以下



申請・申込み・問合せ ▶区道上…施設管理課(区役所北庁舎2階) ☎内線2714 ▶都道上…東京都第六建設事務所管理課 ☎(3882)1231

広告

（広告内容の問い合わせは各事業所へ）

子育てママへ

今だけ

無料でプレゼント

今すぐケータイで！

詳しくはこちら

2017年9月30日迄

子育て世帯専門ファイナンシャルプランナー 富田FP事務所

住所 南千住8-12-5-110

TEL 0120-915-419

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ、
一人で悩まずに無料相談をご利用ください。

B型肝炎訴訟(給付金請求)について

無料電話相談

無料来所相談

完全予約制 ☎ 0120-013-621

平日 9:00~18:00

随時受付中

弁護士法人 プレシャス総合法律会計事務所

東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A

【営業時間】平日 9:00~18:00

TEL 03-5363-6333 E-mail: info@precious-law.jp

FAX 03-5363-6334 http://precious-law.jp/